



福井労働局
平成31年4月10日(水)

照
会
先

福井労働局職業安定部職業対策課
課長 青池 聡
課長補佐 平岡 康明
地方障害者雇用担当官 増田 陽美
電話 0776-26-8613

平成30年障害者雇用状況の集計結果

～ 民間企業の雇用障害者数、実雇用率、ともに過去最高 ～

福井労働局では、このほど、県内民間企業における、平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%、対象企業を従業員数45.5人以上に拡大）。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（45.5人以上規模の企業、法定雇用率2.2%）（第1～4表）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は2,774.0人、対前年比5.4%（141.5人）増加
- ・実雇用率2.40%は、前年度と同率。

○法定雇用率達成企業の割合は56.6%（対前年比2.0ポイント減少）

<障害者法定雇用率の引上げについて>

○障害者雇用促進法施行令の改正に伴い、平成30年4月1日から法定雇用率が民間企業で現行2.0%から2.2%に引上げられた。（但し、3年を経過する日より前に2.3%に引上げられる。）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（第1表）

- ・ 対象企業数
2.2%の法定雇用率が適用される民間企業（法定常用労働者数、45.5人以上規模の企業）の数は、737社（前年652社）で、過去最高となった。
- ・ 雇用されている障害者の数
2,774.0人で、前年より141.5人（対前年比5.4%増）増加。身体障害者は40人、知的障害者は30人、精神障害者は71.5人増加した。
- ・ 実雇用率
実雇用率は、2.40%（前年同率）となった。
法定基礎労働者数が5,810.5人増加したのに伴い、雇用された障害者数も141.5人増加した。
- ・ 法定雇用率達成企業割合
法定雇用率達成企業の割合は56.6%（前年58.6%）で、前年に比べ2.0ポイント（35社）の減少。
なお、全国の実雇用率は、2.05%（前年1.97%）で、法定雇用率達成企業の割合は、45.9%（前年50.0%）であった。

○ 企業規模別の状況（第2表）

- ・ 雇用されている障害者の数
「100～300人未満」規模の企業（274社、全企業の37.2%）において1,224.5名と最も多くの障害者が雇用されており、次いで「45.5～100人未満」規模の企業（396社、全企業の53.7%）において567.5名が雇用されている。
- ・ 実雇用率
「100～300人未満」規模の企業において、最も高い数値2.81%となっており、「1,000人以上」規模の企業で2.18%、「45.5～100人未満」規模の企業で2.16%、「500～1000人未満」規模の企業で、1.80%と法定雇用率2.20%を下回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業割合
「1,000人以上」規模の企業において、最も高い数値62.5%となっており、「45.5～100人未満」規模で54.5%、「500～1000人未満」規模の企業においては26.3%と平均値56.6%を下回っている。

○ 産業別状況 (第3表)

・ 雇用されている障害者の数

「医療・福祉」(154社、全体の20.9%)897.5名、次いで「製造業」(226社、全体の30.7%)の業種において845.0名と多くの障害者が雇用されている。

・ 実雇用率

特に、「医療・福祉」の業種において4.75%と高い数値となっている。

第1表 障害者の雇用状況

平成30年6月1日現在

企業数	常用雇用労働者数	法定基礎労働者数	ア. 身体障害者数	イ. 知的障害者数	ウ. 精神障害者数	計 (ア+イ+ウ)	実雇用率	達成企業数	達成企業割合
社	人	人	人	人	人	人	%	社	%
737	121,302.0	115,393.0	1,640.0	768.5	365.5	2,774.0	2.40	417	56.6
前年値 652	115,129.5	109,582.5	1,600.0	738.5	294.0	2,632.5	2.40	382	58.6

- (注)1. 法定基礎労働者数とは、常用雇用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。
(※除外率: 障害者が就業困難な職種が相当の割合を占める業種ごとに、その除外する割合を法で定めたもの)
2. 重度身体障害者と重度知的障害者については、法に基づき1人を2人とみなしてダブルカウントで算定する。
3. 人数欄には、短時間労働者(20時間以上30時間未満)が含まれており、0.5人で算定している。
4. 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
平成27年6月2日以降に採用された方又は、平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者。かつ、2023年3月31日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者。

第2表 規模別障害者雇用状況

平成30年6月1日現在

項目 規模別(人)	企業数	法定基礎労働者数	障害者数								実雇用率 (%)	達成企業割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数	⑧ 合計 ③+⑥+⑦		
合計	737	115,393.0	858.0	782.0	1,640.0	306.0	462.5	768.5	365.5	2,774.0	2.40	56.6
45.5~100人未満	396	26,283.5	186.0	181.0	367.0	24.0	108.5	132.5	68.0	567.5	2.16	54.5
100~300人未満	274	43,521.5	322.0	317.5	639.5	242.0	192.5	434.5	150.5	1,224.5	2.81	61.3
300~500人未満	40	13,941.5	112.0	83.5	195.5	8.0	57.5	65.5	79.5	340.5	2.44	57.5
500~1000人未満	19	12,787.0	98.0	72.5	170.5	18.0	21.0	39.0	20.5	230.0	1.80	26.3
1,000人以上	8	18,859.5	140.0	127.5	267.5	14.0	83.0	97.0	47.0	411.5	2.18	62.5

- (注)1. 第1表と同じ
2. 規模区分は、除外率による控除を行う前の常用労働者数による。

第3表 産業別障害者雇用状況

平成30年6月1日現在

項目 産業別	企業数	法定基礎労働者数	障害者数								実雇用率 (%)	達成企業割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数	⑧ 合計 ③+⑥+⑦		
合計	737	115,393.0	858.0	782.0	1,640.0	306.0	462.5	768.5	365.5	2,774.0	2.40	56.6
農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業	1	56.0	2.0	1.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	5.36	100.0
建設業	25	2,154.5	12.0	15.0	27.0	0.0	1.0	1.0	4.0	32.0	1.49	60.0
製造業	226	43,104.0	290.0	266.5	556.5	48.0	151.0	199.0	89.5	845.0	1.96	55.3
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00
情報通信業	22	3,113.5	24.0	11.0	35.0	0.0	0.0	0.0	3.0	38.0	1.22	40.9
運輸・郵便業	36	3,864.0	14.0	28.5	42.5	2.0	16.0	18.0	9.0	69.5	1.80	50.0
卸売・小売業	133	22,567.5	118.0	141.0	259.0	6.0	79.5	85.5	75.5	420.0	1.86	44.4
金融・保険業	11	3,986.5	44.0	19.0	63.0	4.0	3.0	7.0	13.0	83.0	2.08	63.6
不動産業・物品賃貸業	5	512.0	4.0	7.0	11.0	0.0	2.0	2.0	0.0	13.0	2.54	80.0
学術研究・専門・技術サービス業	11	1,048.0	16.0	4.5	20.5	0.0	1.0	1.0	4.0	25.5	2.43	60.0
宿泊・飲食サービス業	20	1,745.5	12.0	10.0	22.0	2.0	4.5	6.5	5.5	34.0	1.95	60.0
生活関連サービス・娯楽業	23	2,754.0	42.0	19.0	61.0	10.0	10.5	20.5	9.5	91.0	3.30	60.9
教育・学習支援業	8	1,049.0	8.0	7.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	1.43	50.0
医療・福祉	154	18,914.0	192.0	166.5	358.5	234.0	175.5	409.5	129.5	897.5	4.75	68.2
複合サービス事業	14	3,924.5	46.0	18.5	64.5	0.0	11.5	11.5	5.5	81.5	2.08	57.1
サービス業	48	6,600.0	34.0	67.5	101.5	0.0	7.0	7.0	17.5	126.0	1.91	64.6

- (注) 第1表と同じ

第4表 障害者雇用状況の推移

区分 年度	企業数	法定基礎 労働者数(人)	障害者数(人)		雇用率(%)	用率達成 事業所	達成事業所 の比率(%)
				うち身体障害者数			
昭和 49	303	67,132.0	852.0	852.0	1.27	173	57.1
50	275	58,356.0	740.0	740.0	1.27	175	63.7
51	266	51,629.0	774.0	774.0	1.50	161	60.5
52	300	57,499.0	831.0	831.0	1.45	180	60.0
53	279	55,054.0	826.0	826.0	1.50	166	59.5
54	298	57,332.0	816.0	816.0	1.42	166	55.7
55	306	59,108.0	899.0	899.0	1.52	169	55.2
56	331	60,976.0	1,037.0	1,037.0	1.70	223	67.4
57	342	63,908.0	1,119.0	1,119.0	1.75	238	69.6
58	338	63,500.0	1,087.0	1,087.0	1.71	226	66.9
59	351	65,643.0	1,107.0	1,107.0	1.69	230	65.5
60	381	68,827.0	1,143.0	1,143.0	1.66	234	61.4
61	381	69,836.0	1,120.0	1,120.0	1.60	240	63.0
62	374	69,270.0	1,103.0	1,103.0	1.59	229	61.2
63	411	71,316.0	1,225.0	1,132.0	1.72	255	62.0
平成 元	420	72,979.0	1,239.0	1,137.0	1.70	263	62.6
2	438	76,333.0	1,273.0	1,144.0	1.67	272	62.1
3	439	77,571.0	1,277.0	1,153.0	1.65	261	59.5
4	438	79,058.0	1,321.0	1,192.0	1.67	263	60.0
5	436	79,249.0	1,319.0	1,176.0	1.66	257	58.9
6	447	78,725.0	1,396.0	1,192.0	1.77	266	59.5
7	437	77,084.0	1,421.0	1,155.0	1.84	270	61.8
8	439	78,054.0	1,414.0	1,134.0	1.81	261	59.5
9	462	80,966.0	1,435.0	1,163.0	1.77	267	57.8
10	446	80,622.0	1,398.0	1,113.0	1.73	253	56.7
11	489	81,682.0	1,471.0	1,141.0	1.80	243	49.7
12	492	81,443.0	1,489.0	1,109.0	1.83	247	50.2
13	482	80,970.0	1,513.0	1,110.0	1.87	245	50.8
14	473	78,719.0	1,461.0	1,044.0	1.86	234	49.5
15	460	75,931.0	1,433.0	1,005.0	1.89	232	50.4
16	495	81,595.0	1,470.0	1,047.0	1.80	250	50.5
17	501	83,091.0	1,523.0	1,067.0	1.83	256	51.1
18	523	85,915.0	1,637.0	1,118.0	1.91	271	51.8
19	549	89,815.0	1,761.5	1,184.0	1.96	282	51.4
20	548	90,342.0	1,824.5	1,219.0	2.02	294	53.6
21	548	89,056.0	2,000.5	1,267.0	2.25	306	55.8
22	537	88,313.0	1,988.5	1,223.0	2.25	295	54.9
23	568	96,947.0	2,127.0	1,308.0	2.19	313	55.1
24	559	97,770.5	2,218.5	1,361.0	2.27	311	55.6
25	636	102,185.5	2,316.5	1,454.5	2.27	326	51.3
26	645	103,026.5	2,325.5	1,466.0	2.26	345	53.5
27	650	105,582.5	2,447.0	1,499.0	2.32	346	53.2
28	651	106,765.0	2,467.0	1,541.0	2.31	370	56.8
29	652	109,582.5	2,632.5	1,600.0	2.40	382	58.6
30	737	115,393.0	2,774.0	1,640.0	2.40	417	56.6

- (注) 1. 法定雇用率は、①昭和35年から42年まで現場の事業所1.1%、事務の事業所1.3%、②昭和43年から50年まで1.3%、③昭和51年から62年まで1.5%、④昭和63年から平成10年まで1.6%、⑤平成10年7月から1.8%、⑥平成25年4月から2.0%、⑦平成30年4月から2.2%、2021年4月までに2.3%に引き上げられることとなっている。
2. 法定基礎労働者数とは、常用労働者数から、業種ごとに定められている除外率により控除を行った後の常用労働者数である。また平成23年からは短時間労働者(20時間以上30時間未満)を0.5人で算定している。
3. 障害者数は、次に掲げる者の合計である。
- 昭和63年～平成4年⇒身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者
 平成5年～平成17年⇒身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
 平成18年～⇒身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
 平成23年～⇒身体障害者、短時間重度身体障害者、知的障害者、短時間重度知的障害者、精神障害者は1カウント重度身体障害者、重度知的障害者はダブルカウント、短時間身体障害者、短時間知的障害者、短時間精神障害者は0.5カウント
 平成30年～⇒精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
 平成27年6月2日以降に採用された方又は、平成27年6月2日より前に採用された方で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者。かつ、2023年3月31日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……………	2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	

- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

② 平成27年6月2日以降に採用された者であること。

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

◎除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成 14 年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成 22 年 7 月 1 日から、すべての除外率設定業種について、除外率を 10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは、平成 16 年 4 月 1 日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成 16 年 4 月 1 日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成 22 年 7 月 1 日から当該除外率を一律 10%引き下げている。